

## 目黒区手話言語条例（仮称）骨子案

### 「目黒区手話言語条例（仮称）構成」

- 1 目 的
- 2 定 義
- 3 基 本 理 念
- 4 区 の 責 務
- 5 区 民 の 役 割
- 6 事 業 者 の 役 割
- 7 施 策 の 推 進
- 8 災 害 時 に お け る 措 置
- 9 財 政 上 の 措 置

## 条例に盛り込む内容

### 条例制定の背景・趣旨について

- 手話は、手、指、顔の表情及び体の動き等により、視覚的に表現する独自の文法を有する言語であり、障害者基本法及び障害者の権利に関する条約において、言語として明確に位置付けられ、手話を必要とする者が生活する上で必要不可欠な意思疎通の手段である。
- 手話は過去に使用が制約されてきた歴史があり、手話を獲得できなかったこと、手話を使用する環境が整備されなかつたこと等により、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきた。このような状況においても、手話はろう者の間で大切に受け継がれ、手話を使用して心豊かな文化を築いてきた。
- こうした歴史を踏まえ、目黒区は手話が言語であるとの認識の下、手話に関する施策の推進を図り、手話を必要とする者が、手話を使い自立した日常生活又は社会生活を営み、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現を目指し、条例を制定する。

### 1 目的

- 手話が言語であるという認識の下、手話に関する基本理念を定め、区の責務、区民及び事業者の役割を明らかにするとともに、区の施策を総合的に推進するための基本的事項を定めることにより、手話を必要とする者が手話を使用して自立した日常生活又は社会生活を営み、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与すること。

### 2 定義

- (1) ろう者
  - ・ 手話を言語として、日常生活又は社会生活を営む者
- (2) 手話を必要とする者
  - ・ ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等
- (3) 区民
  - ・ 区内に住所を有する者、区内に在勤又は在学する者
- (4) 事業者
  - ・ 区内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体

### 3 基本理念

- 手話が言語であることの理解の促進は、手話が独自の言語体系を有し、日常生活又は社会生活を営んできた中で受け継いできた文化的所産であるという、認識の下に行われなければならないこと。
- 手話を必要とする者は、手話により相互に意思を伝え合い、情報を共有する権利を有し、その権利は尊重されなければならないこと。
- 全ての人は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重されなければならないこと。

#### 4 区の責務

- 区は、手話を必要とする者と協力し、基本理念に基づき、必要な施策を総合的かつ計画的に推進すること。

#### 5 区民の役割

- 区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること。

#### 6 事業者の役割

- 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること。

#### 7 施策の推進

(1) 区の責務を果たすため、次に掲げる施策を推進する。

- ・ 手話が言語であることへの理解の促進及び手話の普及に関する施策
- ・ 手話を必要とする者が、手話による情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための施策
- ・ 手話通訳者の確保、養成及び資質向上のための施策
- ・ その他、この条例の目的を達成するために必要な施策

(2) 区は、施策を推進するに当たり、必要に応じ、手話を必要とする者及び聴覚障害者団体等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

(3) 区は、施策を推進するに当たり、障害者基本法の規定により、区が策定する計画との整合性を図る。

#### 8 災害時における措置

- 区は、災害その他の非常事態において、手話を必要とする者が、手話により必要な情報を迅速かつ的確に取得及び利用し、円滑に意思疎通を図ることができるように、必要な措置を講ずるよう努める。

#### 9 財政上の措置

- 区は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

以 上